

平成28年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次		
番 号	件 名	ページ
定 県 第 90 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 91 号 議 案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 92 号 議 案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 93 号 議 案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 94 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 95 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 96 号 議 案	神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 97 号 議 案	民生委員定数条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 98 号 議 案	港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 99 号 議 案	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例	10
定 県 第 100 号 議 案	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	11
定 県 第 101 号 議 案	神奈川県立の博物館条例等の一部を改正する条例	12
定 県 第 102 号 議 案	警察組織に関する条例の一部を改正する条例	13
定 県 第 103 号 議 案	工事請負契約の締結について（県立海洋科学高等学校大型実習船建造工事請負契約）	14
定 県 第 104 号 議 案	工事請負契約の締結について（歴史博物館空調設備等改修工事（空調）請負契約）	15
定 県 第 105 号 議 案	不動産の取得について	16
定 県 第 106 号 議 案	訴訟の提起について	17
定 県 第 107 号 議 案	和解について	18
定 県 第 108 号 議 案	和解について	19
認 第 1 号	平成27年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県病院事業決算の認定について	20

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表4の2の項(2)中「公告し、」の次に「又はインターネットの利用により公表し、」を加え、同項(3)中「求めること」の次に「((1)から(3)までに掲げる事務を処理するため必要があるときに限る。)」を加え、同項中(3)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第72条第2項の規定により、特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報（(1)から(3)までに掲げる事務に関するものに限る。）を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表4の2の項(2)の改正規定は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正 する条例

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から9の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

- 9 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護支援専門員の登録又は介護支援専門員証の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表22の項中

「敷地内に広い空地进行を有する建築物の容積率
又は各部分の高さの特例許可申請手数料」を
「敷地内に広い空地进行を有する建築物の容積率
又は各部分の高さの特例許可申請手数料
特定用途誘導地区における建築物の容積率
又は建築面積の特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県建築基準条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第39項中「平成24年度から平成28年度まで」を「平成29年度から平成33年度まで」に改め、同項第2号中「1,300円（平成26年度から平成28年度までの各年度分にあつては1,800円）」を「1,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第39項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、個人の県民税の超過課税措置の適用期間を延長することとしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、
手続等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、「間、」の次に「これを」を加え、同条第3項中「3年」を「5年」に改める。

第14条中「第11条第1項」を「役員名簿、定款等、第11条第1項」に、「係る書類、」を「係る書類又は」に、「3年間」を「5年間」に改め、「又は役員名簿若しくは定款等」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第12条第2項及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る同項各号に掲げる書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る改正前の第12条第2項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第12条第3項及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、同日前に行われた助成金の支給に係る改正前の第12条第3項の書類については、なお従前の例による。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、指定を受けた特定非営利活動法人の役員報酬規程等を備え置く期間を延長するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人WE21ジャパンいずみの項中「16番5号」を「16番4号」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス	大和市南林間七丁目1番15号	平成28年1月1日から平成33年10月31日まで
特定非営利活動法人市民セクターよこはま	横浜市中区太田町四丁目49番地N G S横濱馬車道ビル 802号	平成28年1月1日から平成33年10月31日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を 改正する条例

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改める。

第1条中「にかんがみ」を「、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み」に改める。

第2条第1号中「及び大気」を「、大気及び海水」に改め、同条第5号中「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に、「化石燃料以外のエネルギーであって規則で定めるもの」を「永続的に利用することができると思われるエネルギー源であって規則で定めるものを利用したエネルギー」に、「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

第7条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項

第9条第3項中「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

第19条第1項第6号、第32条及び第34条第1項第5号中「新エネルギー等」を「再生可能エネルギー等」に改める。

第2章第5節の節名中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改める。

第40条の見出し中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改め、同条第1項中「、新エネルギー等」を「、再生可能エネルギー等」に、「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改め、同条第2項中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改める。

第41条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「新エネルギー等環境配慮技術」を「再生可能エネルギー等環境配慮技術」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

平成27年度に行った条例の見直しに伴い、地球温暖化対策計画に定める事項等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成26年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表平塚市の項中「405人」を「406人」に改め、同表藤沢市の項中「508人」を「517人」に改め、同表小田原市の項中「332人」を「339人」に改め、同表茅ヶ崎市の項中「316人」を「324人」に改め、同表秦野市の項中「258人」を「260人」に改め、同表大和市の項中「276人」を「277人」に改め、同表伊勢原市の項中「138人」を「141人」に改め、同表海老名市の項中「151人」を「156人」に改め、同表綾瀬市の項中「125人」を「129人」に改め、同表寒川町の項中「68人」を「73人」に改め、同表開成町の項中「33人」を「35人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

民生委員の一斉改選に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

港湾の臨港地区内の分区における構築物の 規制に関する条例の一部を改正する条例

港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成17年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「共同利用施設」の次に「（1の項に掲げる施設を除く。）」を加える。

別表第2の1の項中「第9号」を「第8号の3」に改め、同表の11の項中「共同利用施設」の次に「（1の項に掲げる施設を除く。）」を加える。

別表第3の4の項中「共同利用施設」の次に「（1の項に掲げる施設を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

港湾法の一部改正に伴い、臨港地区内に建設等が可能な構築物に港湾情報提供施設を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する 条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中21の6の項を21の7の項とし、21の2の項から21の5の項までを1項ずつ繰り下げ、21の項の次に次のように加える。

21の2 法第60条の3 第1項第3号の規定 に基づく建築物の容 積率又は建築面積に 関する特例の許可の 申請に対する審査	特定用途誘導地区 における建築物の 容積率又は建築面 積の特例許可申請 手数料	16万円
------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	------

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料を新設するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する 条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立横浜立野高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立横浜清陵高等学校	横浜市南区清水ヶ丘41番地
---------------	---------------

別表第1 神奈川県立横浜清陵総合高等学校の項を削り、同表神奈川県立松陽高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立横浜緑園高等学校	横浜市泉区岡津町2,667番地
---------------	-----------------

別表第1 神奈川県立横浜緑園総合高等学校の項を削り、同表神奈川県立小田原高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立小田原東高等学校	小田原市東町4丁目12番1号
---------------	----------------

別表第1 神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校の項を削り、同表神奈川県立山北高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立吉田島高等学校	足柄上郡開成町吉田島 281 番地
--------------	-------------------

別表第1 神奈川県立吉田島総合高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、別表第1 神奈川県立横浜清陵総合高等学校の項、神奈川県立横浜緑園総合高等学校の項、神奈川県立小田原総合ビジネス高等学校の項及び神奈川県立吉田島総合高等学校の項を削る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立高校改革実施計画による学科改編に伴い、県立の高等学校の名称について、所要の改正をしたので提案するものであります。

神奈川県立の博物館条例等の一部を改正 する条例

(神奈川県立の博物館条例の一部改正)

第1条 神奈川県立の博物館条例(昭和41年神奈川県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条第1項中「しようとする者」を「する者(以下「観覧者」という。)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 教育委員会は、第1項本文及び前項に規定する観覧料を納めた者に観覧券を交付するものとする。

第4条に次の1項を加える。

4 観覧者(別表備考2に規定する者を除く。)は、入館する際に、前項に規定する観覧券又はこれに代わるものとして教育委員会が認めたものを提出し、又は提示しなければならない。

(神奈川県立金沢文庫条例の一部改正)

第2条 神奈川県立金沢文庫条例(昭和42年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条第1項中「しようとする者」を「する者(以下「観覧者」という。)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 教育委員会は、第1項本文及び前項に規定する観覧料を納めた者に観覧券を交付するものとする。

第4条に次の1項を加える。

4 観覧者(別表備考2に規定する者を除く。)は、入館する際に、前項に規定する観覧券又はこれに代わるものとして教育委員会が認めたものを提出し、又は提示しなければならない。

(神奈川県立近代美術館条例の一部改正)

第3条 神奈川県立近代美術館条例(昭和42年神奈川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条第1項中「しようとする者」を「する者(以下「観覧者」という。)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 教育委員会は、第1項本文及び前項に規定する観覧料を納めた者に観覧券を交付するものとする。

第4条に次の1項を加える。

4 観覧者(別表備考2に規定する者を除く。)は、入館する際に、前項に規定する観覧券又はこれに代わるものとして教育委員会が認めたものを提出し、又は提示しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立の博物館等の観覧料の納付等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

警察組織に関する条例の一部を改正する 条例

警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号クを次のように改める。

ク オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

第3条第2号に次のように加える。

ケ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

警察法施行令の一部改正に伴い、所掌事務に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県立海洋科学高等学校大型実習船建造工事請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 新潟造船株式会社
代表取締役社長 林 慎 一
- 2 請負契約金額 22億 838 万4,000円

平成28年 9 月 8 日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県立海洋科学高等学校大型実習船建造工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

歴史博物館空調設備等改修工事（空調）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 川本・康栄社・相模設備特定建設工事共同企業体
代表者 川本工業株式会社
代表取締役 川 本 守 彦

- 2 請負契約金額 6億6,372万4,800円

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

歴史博物館空調設備等改修工事（空調）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

不動産の取得について

次の土地を取得するものとする。

- 1 土地
(1) 所在地 相模原市緑区橋本台四丁目1711番1
(2) 地積 118,675平方メートル
(3) 地目 学校用地
- 2 取得予定金額 61億6,500万円
- 3 所有者 千葉県千葉市美浜区若葉三丁目1番2号
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
理事長 和田慶宏

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県立相原高等学校の移転先用地として取得したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求の訴訟（上訴を含む。）をなすものとする。

- 1 件名 県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求事件
- 2 訴訟の相手方

住 宅 名	住 宅 所	氏 名

- 3 請求内容 県営住宅の明渡し及び損害賠償請求等

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求等の訴訟を提起したいので提案するものであります。

和 解 に つ い て

民法第 695 条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 平成27年度県立高等学校入学者選抜における採点誤りにより不合格となった受検者に係る和解
- 2 和解の相手方 横浜市在住 個人
- 3 和解金額 177万5,149円

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

平成27年度県立高等学校入学者選抜における採点誤りにより不合格となった受検者に係る和解をしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

和 解 に つ い て

民法第 695 条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 平成27年度県立高等学校入学者選抜における採点誤りにより不合格となった受検者に係る和解
- 2 和解の相手方 横浜市在住 個人
- 3 和解金額 100 万円

平成28年 9 月 8 日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

平成27年度県立高等学校入学者選抜における採点誤りにより不合格となった受検者に係る和解をしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

平成27年度神奈川県公営企業決算及び
神奈川県病院事業決算の認定について

平成27年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県病院事業決算は、別冊のとおりにつき、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

平成28年9月8日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治